

## 雫石町監査委員告示第2号

先に地方自治法第199号第1項及び第4項の規定に基づき報告した、令和2年度定期監査結果に係る指摘事項について、改善措置が報告されたので、同条第14項の規定に基づき、当該文書（写し）を別紙のとおり公表する。

令和3年2月25日

雫石町監査委員 小 田 純 治

零総第0301035号

令和3年1月20日

零石町監査委員 小田 純治 様

零石町長 猿 子 恵 久

令和2年度定期監査の指摘事項に基づき講じた措置について  
標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 指摘事項及び措置方針

#### (1) 子ども子育て支援室

##### [指摘事項]

- ① にじいろ保育園の備品購入（3件）については、同日にそれぞれ同じ2者に見積依頼をし随意契約で行われている。この3件の予定価格の総額は、零石町契約規則第16条別表第2号で規定する額を超えているため、入札に付すべきであり、今後改善されたい。

##### [措置方針]

- ① 原因：購入予定備品個々に予算措置を行っていたことから、総額が入札に付する額である確認を怠っていたことが主な原因です。

改善措置：作成済である室内共有マニュアルのなかに、注意事項（発生事例）として掲載し、室内で共有することにより確認体制を整えることとします。

#### (2) 観光商工課

##### [指摘事項]

- ① 中小企業者緊急経営支援補助金及び特に申請件数の多い中小企業者経営応援給付金について、申請書に誤りが散見されることから、受付時に内容をよく確認するとともに、誤りが発見された場合は訂正印をもらうなどし、申請書類を整えられたい。

[措置方針]

① 原因：給付金等の給付を優先させたため、申請書の確認が疎かになったことが主な原因です。

改善措置：今後は複数の担当で申請書類を確認するなどチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めます。

なお、誤りのあった書類については、すべての申請者から訂正印をもらい整えました。

雫石町監査委員 小 田 純 治 様

雫石町教育委員会

教育長 作 山 雅 宏

令和 2 年度定期監査の指摘事項に係る措置状況の報告について  
標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に  
基づき、下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1. 指摘事項

#### (1) 御明神小学校の給食室扉の改修について

御明神小学校の給食室の扉が開けづらくなっており、低学年の児童も出入りする  
ことから、早急に改修されたい。

#### (2) 御明神小学校体育館非常口扉の改修について

御明神小学校体育館の非常口扉が 1 枚開かなくなっていることから、早急に改  
修されたい。

### 2. 措置方針

#### (1) 御明神小学校の給食室扉の改修について

① 原 因：当該小学校との連絡、伝達が上手くいかず、当課として修繕の必要性  
を把握していなかったことによるもの

② 改善措置：今後は連絡、伝達を確実に行う。修繕対応については、小学校配当予  
算及び教育委員会予算の残額を見ながら、今年度中の修繕となるよう  
努め、今年度中の対応が難しい場合は、来年度予算での対応とする。

#### (2) 御明神小学校体育館非常口扉の改修について

① 原 因：当該小学校との連絡、伝達が上手くいかず、当課として修繕の必要性  
を把握していなかったことによるもの。

② 改善措置：今後は連絡、伝達を確実に行う。修繕対応については、小学校配当予  
算及び教育委員会予算の残額を見ながら、今年度中の修繕となるよう  
努め、今年度中の対応が難しい場合は、来年度予算での対応とする。